

徳島県業務継続計画の改定（案）について

改定の趣旨

東日本大震災から得た教訓や、南海トラフ巨大地震の「津波浸水想定」や「被害想定」を踏まえ、「各庁舎への職員参集手順の見直し」、「非常時優先業務の整理」等を行い、より実効性のある計画として、「南海トラフ巨大地震編」として改定することを目的に、現在、検討を進めている。

基本方針は「3つの“る”」

①職員は「生きる」 ②県民を「助ける」 ③そのために「備える」

- ・津波等による大きな被害を踏まえ、参集時における「安全の確保」「率先避難行動」を含めた、職員の参集状況を想定し、全ての職員総力を挙げた体制を構築する。
- ・県民の助かる命を助け、被害を最小限に抑えるべく、迅速に初動体制を構築する。
- ・「とくしま一〇作戦 地震対策行動計画」の推進をはじめ、全庁一丸となった対策を実施するとともに、職員一人ひとりも、住居の耐震化や備蓄物資の確保等、南海トラフ巨大地震の発生に備えた取組みを進める。

主な改定のポイント

1 職員参集手順の見直し

【主な内容等】

- ①本庁舎(本部)初動要員など、南海トラフ巨大地震発生時の初動要員を指定
- ②参集が困難な職員は、率先避難を行うとともに、避難所運営等に積極的に参画
- ③「勤務庁舎」、「最寄りの参集指定庁舎」への参集にあたっての考え方を整理し、各職員の参集予測状況を分析
- ④職員の安否確認、参集予定の連絡等に「すだちくんメール」を活用

2 「非常時優先業務」の整理

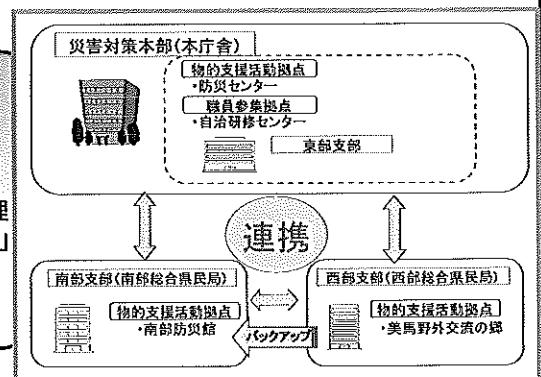
【主な内容等】

- ①南海トラフ巨大地震発生後3日間は、県民の生命・身体・財産を守るために必要な対策に専念することから、「継続の必要性が高い通常業務」の内容等を整理
- ②南海トラフ巨大地震発生後1ヶ月間の非常時優先業務を整理(改定前の2週間から拡大)

3 「災害対策本部体制」の強化

【主な内容等】

- ①災害対策本部体制の見直し(「統括司令室」の設置)
- ②初動参集職員は「アクション・カード」に従い行動(やるべきことの「見える」化)することを規定
- ③「災害時情報共有システム」を活用した災害情報収集・共有方法を整理
- ④本庁舎の代替施設として、「防災センター」「西部総合県民局美馬庁舎」を規定、併せて機能分散による連携を想定
- ⑤甚大な被害が想定される南部圏域に対する、西部圏域によるバックアップを整理



4 「応援・受援体制」の整理

【主な内容等】

- ①関西広域連合をはじめ、隔遠地協定を結ぶ鳥取県や中四国各県など、災害時相互応援協定に基づく広域応援受入体制の確保
- ②災害発生時に備えて締結した協定に基づく、民間事業者等との連携
- ③物資の調達・輸送や避難所運営をはじめ、県が市町村機能を補完・支援する体制を構築